

平成二十二年二月九日受領
答弁第六三三号

内閣衆質一七四第六三号

平成二十二年二月九日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員木村太郎君提出農林水産省の組織再編に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員木村太郎君提出農林水産省の組織再編に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「報道にあること」が何を指すのか必ずしも明らかではないが、青森県内においては、現在、地方農政事務所等の拠点が九か所に設置されているが、これらを廃止の上、本年十月に地域センターを青森市と八戸市に設置するとともに、弘前市に、青森市に設置する青森地域センターの職員を駐在させる予定である。

二、三及び五について

地域センターの具体的な設置場所については、その選定に当たり、地方公共団体、農業団体等からはあらかじめ意見を聴いていないものの、農業経営の安定や食品表示の適正化を図るための業務等を円滑かつ的確に行うため、都道府県庁所在地や消費地への迅速なアクセスを確保できるようにすること及び拠点の集約化によつて総合的な業務遂行能力を向上させることを考慮して、青森県内においては、青森市と八戸市を選定したところである。

また、津軽地域については、この考え方に基づき、青森地域センターが管轄する予定であるが、統計調

査等の農業生産現場において恒常的に実施する必要がある業務の円滑な実施を図るため、農業生産現場へのアクセスを考慮して、弘前市に青森地域センターの職員を駐在させる予定である。

四について

平成二十二年度に実施することを予定している戸別所得補償制度モデル対策に係る農業者からの加入申請等の受付については、各地域センターの設置場所及び職員が駐在する場所において対応するほか、書類や手続の簡素化を図るなど農業者の利便性に配慮して適切な対応を図ることとしている。